

第 3 3 回
会津美里町農業委員会定例総会

令和 2 年 8 月 20 日 木曜日 13 時 30 分

会津美里町役場 本庁舎 2 階 大会議室

会津美里町農業委員会

第33回 会津美里町農業委員会定例総会 会議録

1. 日時 令和2年8月20日 木曜日 13時30分～14時00分

2. 場所 会津美里町本庁舎 2階 大会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 渡部 稔	
	2番 横山 恒雄	
	3番 大越 洋一	
	4番 松本 晋平	
	5番 諏訪 栄一	
	6番 五十嵐 薫	
	7番 佐藤 孝夫	
	8番 福田 真也	
	9番 根本 光一	
	10番 福田 與作	
	11番 間船 一男	
	12番 山田 隆義	
	推進委員 山内 榮一	推進委員 児島 三雄
		推進委員 佐藤 和人
		推進委員 根本 功
		推進委員 船田 民一
		推進委員 齋藤 仁
		推進委員 神村 修一
		推進委員 歌川 浩司
	推進委員 國分 猛	推進委員 平山 信雄
	農業委員 12名出席／12名	
	推進委員 2名出席／10名	

4. 議事録署名人 9番 根本 光一 10番 福田 與作

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	金子 吉弘
事務局次長	立川 昇
係長	田邊 実千代
主事	廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局 長 会議の前に、ご報告いたします。本日、全ての委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告申し上げます。

事務局 長 それでは、ただ今から、第33回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長より挨拶申し上げます。

(山田会長 挨拶)

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名委員の指名をいたします。
9番 根本 光一 委員、10番 福田 興作 委員の両君を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定しました。

議 長 次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。
それでは、議事に入ります。

【農地法第3条関係】

議 長 議案第119号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。

事務局説明願います。

事務局次長 受付番号16番、譲渡人 、 、譲受人 。申請農地は、下堀字宮下66番 外1筆 田 3,164.00㎡、下堀字新堀271番1 外1筆 畑 615.00㎡、合計3,779㎡でございます。申請事由でございますが、譲渡人は農業廃止のため、譲受人は相手方要望です。契約内容でございますが、移転時期は許可日以降、価格は4筆の総額で1,100,000円でございます。権利設定移転の別は所有権の移転、経営状況は記載のとおりです。

受付番号17番、譲渡人 、譲受人 。申請農地は、福重岡字若宮43番 田 200.00㎡でございます。申請事由でございますが、譲渡人は高齢化による経営縮小、譲受人は経営規模拡大によるものです。契約内容でございますが、移転時期は許可日以降、価格は10アールあたり500,000円でございます。権利設定移転の別は所有権の移転、経営状況については、記載のとおりであります。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

議 長 以上で説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
議案第119号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第119号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

【農地法第5条関係】

議長 次に議案第120号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号6番、設定人、被設定人。申請農地は、字高田前川原 3572 番6 畑 34 m²です。権利設定の時期は許可日以降、価格は1 m²あたり 22,652 円となっております。転用目的は一般住宅の建築であります。工事着工及び完成年月日は許可日から令和3年2月7日となります。建設物の名称及び面積につきましては、一般住宅 49.68 m²、駐車場 38.35 m²、雪捨て場・通路その他で 101.86 m²です。なお、これは隣接宅地を合わせた計画となっております。また、現地調査を実施しております。

受付番号7番、設定人、被設定人。譲渡人の氏と譲受人の氏は親子であり、氏は氏の婚約者であります。申請農地につきましては、新屋敷字北向乙 351 番1 畑 113 m²。設定時期は許可日以降で、親子間のため無償の使用貸借権設定となっております。転用目的は、一般住宅の建築でありまして、工事着工及び完成年月日は許可日から令和2年11月30日であります。建設物の名称及び面積につきましては、一般住宅 74.52 m²、農業用物置 76 m²、農業用作業所 106.76 m²、雪捨て場及び駐車・駐輪スペース 50 m²、通路スペース等 55.48 m²であります。なお、併用宅地 249.76 m²を含んだ計画となっております。また、現地調査を実施しております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

議長 以上で説明が終わりました。
本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。

受付番号6番については、渡部 稔 委員より報告願います。

渡部委員 令和2年8月5日 水曜日 10時より、現地調査を行いました。出席者は、譲渡人の氏 仲介不動産会社の氏の氏、農業委員会からは私と児島三雄 委員、事務局でございます。

転用目的は一般住宅の建築ということで、現在両親と同居している住居が手狭になるため、住宅を新築したいとのことであります。

申請地は、これまでに2件、住宅用地としての転用が許可された案件と同一の区画であり、周囲も宅地化されていることから、周辺農地への影響はないも

のと思われます。

隣接地との高低差はほぼないため、土砂流出の恐れもないものと思われます。

また、取水排水計画については町上水道より取水し、汚水は町公共下水道へ、雨水は東側側溝へ排水するとのことでございます。

以上、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 受付番号7番については、山内榮一 委員より報告願います。

山内委員 令和2年8月5日 午前10時40分より、現地調査を行いました。

出席者は、譲渡人 氏、譲受人代理 司法書士、農業委員会からは福田與作 委員、私、事務局でございます。

申請地については、新屋敷字北向乙354番1で、転用目的は、一般住宅の建築であります。

付近への被害防止策ですが、土砂流出に関しては、申請地の南と西側は公衆用道路、北側は水路、東側は宅地であり、土砂流出の恐れはありません。

農業用排水施設への被害防止策については、汚水排水は町公共下水道へ、雨水は自然地下浸透で処理するため支障ありません。

周辺農地への影響等についても、周囲に農地はないため影響ありません。

以上、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 出席委員の報告が終わりました。
それでは質疑に入ります。議案第120号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり確認し意見を附すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第120号は原案のとおり意見を附すことに決定いたしました。

農用地利用集積計画 【所有権移転】

議 長 次に、議案第 121 号 農用地利用集積計画の意見を求める件についてを審議いたします。

初めに、所有権移転についてを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 5 番、移転する者 、移転を受ける者 。移転農地は、下堀字村東 155 番 1 外 1 筆 田 計 2,736 m²。価格は 10 アールあたり 400,000 円でございます。経営状況は記載のとおりです。あっせん会議を実施しております。

受付番号 6 番、移転する者 、移転を受ける者 。移転農地は、境野字境野 667 番 1 外 2 筆 田 計 3,149 m²。価格は 10 アールあたり 445,000 円でございます。経営状況は記載のとおりです。あっせん会議を実施しております。

議 長 以上で説明が終わりました。

本件については、あっせん会議を行っておりますので、出席委員より報告を求めます。受付番号 5 番について、大越洋一 委員より報告を求めます。

大越委員 令和 2 年 7 月 22 日に、本庁舎 202 会議室にて、あっせん会議を行いました。出席者は、渡部稔 委員と私、事務局次長、出し手の 氏、受け手の 氏であります。

まず、 氏から、受け手としてあっせん受付簿への登載申出がありました。さらに、 氏から、自宅から遠い土地であり、地域の担い手に集約をしてほしいので譲渡したい。ついてはあっせんをお願いしたいという申し出があったことから、双方の条件を確認したところ、 氏については、高田地域で 16.5 ヘクタールの農地経営をしている認定農家でもあります。また、当該農地を耕作しており、あっせん基準も満たしているため、譲渡先に最適であるので選定調書のとおり選定しております。価格につきましても、双方より希望額の提示がありましたので、双方の条件が満たされる妥当な額について聞き取りしました。収量、水利、ほ場の形状などを聞き取りし、耕作者からも状況を聴取して意見を述べました。あっせんの結果双方納得したため、10 アールあたり 400,000 円で合意に至りました。

議 長 続いて、受付番号 6 番について、國分猛 委員より報告を求めます。

國分委員 令和 2 年 7 月 28 日に、本庁舎 203 会議室にて、あっせん会議を行いました。

出席者は、山田隆義 委員と私、事務局次長、出し手の 氏、受け手の 氏であります。

まず、 氏から、受け手としてあっせん受付簿への登載申出がありました。さらに、 氏から、病気のより労働力が不足しているので、規模縮小したい、地域の担い手に集約をしてほしいので譲渡したい。ついてはあっせんをお願いしたいという申し出があったことから、双方の条件を確認したところ、 氏については、境野地区で7.8ヘクタールの農地経営をしている認定農家でもあります。また、当該農地付近を多数耕作しており、あっせん基準も満たし、譲渡先に最適であるので選定調書のとおり選定しております。

価格につきましては、双方より希望額の提示があったので、双方の条件が満たされる妥当な額について聞き取りました。

あっせん委員としても、収量・水利・ほ場の形状等を聞き取りし、耕作者からも状況を聴取して意見を述べました。

あっせんの結果、双方納得したため、10アール当り 445,000円で合意に至りました。

議 長 出席委員の報告が終わりました。
それでは質疑に入ります。所有権移転について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め採決いたします。
原案のとおり確認し、意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第121号の所有権移転は、原案のとおり意見を付すことに決しました。

農用地利用集積計画 【利用権設定】

議 長 次に、議案第121号の利用権設定を審議いたします。
お諮りいたします。本案件につきましては、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思います。ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。それでは、受付番号 87 番から 93 番までについて、一括して質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、議案第 121 号 受付番号 87 番から 93 番までを採決いたします。

原案のとおり確認し、意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 87 番から 93 番までは、原案のとおり意見を付すことに決しました。

【荒廃農地にかかる非農地の決定について】

議 長 次に、議案第 122 号 荒廃農地にかかる非農地の決定についてを審議いたします。

事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 16 番から 18 番の 3 筆でございます。所在は下堀字新堀 266 番 1 48 m²、267 番 1 24 m²、268 番 1 39 m²、いずれも地目は田となっております。所有者は記載のとおりであります。

当該地は、藤川左岸の堤防に接続する農地であります。現地は付近の道路より約 4 メートル下がっており、J R の踏切とそれを横断する道路建設があった、平成始めのころより耕作が不能となった土地であります。原野化しており、周囲には耕作している農地もなく影響はないものであります。

なお、現況確認は 8 月 5 日に実施しております。

議 長 以上で説明が終わりました。それでは質疑に入ります。
議案第 112 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。

議案第 122 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議長 賛成全員と認め、議案第 122 号は原案のとおり決定いたしました。
以上で議案の審議を終了いたします。

【相続による農地の取得 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出】

議長 これより、報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議長 それでは、報告第 86 号から第 88 号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第 86 号につきましては、1 件の届出が提出されております。相続による農地の取得でございますので、内容については説明を省略したいと思います。

【空き家に附随する農地について】

事務局次長 申請者は、土地の所在は字本郷高田町 630 番 外 5 筆 畑 合計 879 m²となります。当該農地の確認は、会務報告にあったとおり 8 月 11 日に佐藤孝夫 委員と神村修一 委員並びに事務局、申請者とともに実施しました。

今物件については、農地法 3 条の規定による 50 アールには満たないので、農地法施行規則第 17 条に基づく別段面積である 1 アールが適用されるものです。農地が管理できる範囲に存在するか、付随する農地として 1 筆ごとに確認をしたものです。位置図のとおり、空き家に隣接し、常に耕作管理ができる付随する農地であります。

なお、実際に売買する場合は、改めて 3 条申請を提出させることとなります。

【合意解約について】

事務局次長 続きまして、報告第 88 号につきましては、3 件の合意解約書が提出されて
おります。それぞれの解約理由をもって両者合意したものでありますので、説
明は省略いたします。

説明は以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
質疑はありませんか。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理 以上をもちまして、第 33 回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたしま
す。慎重審議ありがとうございました。

《 14 : 00 終了 》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 _____ 印

会議録署名人 _____ 印

会議録署名人 _____ 印